

バリアフリー改修に伴う固定資産税の軽減措置について

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行い、かつ、改修を完了した3カ月以内に申告した場合には、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。

※ 省エネ改修(熱損失防止改修)に伴う減額措置と同時に受けることができます。ただし、新築住宅や耐震改修等、現在軽減措置を受けている住宅は対象外となります。(長期優良住宅の場合は、省エネ改修との同時適用はできません。)

※ この軽減措置は1回限りの適用となります。

●住宅及びバリアフリー改修工事費の要件

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅であること。
- (2) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (3) 改修工事に伴う自己負担額が50万円を超えること。(補助金等が支給された場合は、当該金額を控除した額。)
- (4) 令和6年3月31日までの間に完了した工事であること。

●居住者の要件(次のいずれかの方が居住する既存住宅。賃貸住宅部分は除く)

- (1) 65歳以上の方。(改修工事完了の年に65歳になる方も含む)
- (2) 要介護認定又は要支援認定を受けている方。
- (3) 障がいのある方。

●対象となるバリアフリー改修工事(次のいずれかに該当する工事であること)

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引き戸・レバーハンドルへの取替え、床表面の滑り止め化

●減額の期間及び範囲

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税のみ、住宅1戸あたりの床面積100㎡相当分までとし、固定資産税額の3分の1が減額。

●申請に必要な書類

- ・ 固定資産税減額申告書
- ・ 納税義務者の住民票の写し
- ・ 居住者の要件を満たす次の(1)～(3)のいずれかの書類
 - (1) 65歳以上の方の住民票の写し
 - (2) 介護保険被保険者証の写し
 - (3) 障害者手帳の写し
- ・ 改修工事にかかる明細書(工事の内容及び費用が確認できるもの)、改修工事が行われた箇所を確認できる写真(改修前、改修後のもの)及び工事費用を支払ったことが確認できる領収証。
 - ※ 建築士等が証明する書類でも代替できます。
- ・ 補助金等の交付、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の交付決定を確認できる書類。

お問い合わせ先

千歳市総務部税務課家屋係 24-3131(代表) 内線 440、438、431
24-0168(直通)